

第10表〔記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。

なお、申請書の提出日において設置運営する施設が業務を開始していないため職員が採用見込みである場合には、その施設の職員を採用した後速やかに、この表に採用者を記載し提出してください。

また、公益信託の信託財産とするために寄附をした場合は、寄附財産を受け入れた公益信託が設置運営する施設の職員で、信託財産から給与が支払われる者がいるときに、この表を記載してください。

- 2 「就職年月」欄は、寄附を受けた公益法人等の設立又は設定がされる前から同公益法人等の設置する施設に勤務している職員については、当初の就職年月を記載してください。

- 3 「寄附者、役員等との親族関係等」欄は、寄附をした者又は役員等（公益信託の信託財産とするために寄附をした場合は、公益信託の受託者又は信託管理人（その受託者又は信託管理人が法人である場合には、その理事等を含みます。）。以下同じです。）からみて次に掲げる者に該当する場合に、その関係を「〇〇の長男」、「△△が社長の甥××の社員」のように具体的に記載してください。「第5表理事の（番号）の弟」のように記載しても差し支えありません。

また、寄附をした者又は役員等からみて次に掲げる者に該当しない場合には、「なし」と記載してください。

- (1) 寄附をした者又は役員等（個人に限ります。以下同じです。）の親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいいます。）
- (2) 寄附をした者又は役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (3) 寄附をした者又は役員等の使用人
- (4) 寄附をした者又は役員等の使用人以外の者で寄附をした者又は役員等から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている者
- (6) 次に掲げる法人の役員又は使用人

イ 寄附をした者又は役員等が役員となっている他の法人

ロ 寄附をした者又は役員等及び上記(1)から(5)までに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同族会社に該当する他の法人

（注） 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されているものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

就業規則、給与規程（俸給表を含みます。）、役員・使用人の勤務条件に関する規則等の写し